

議案第78号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料1 改正内容について

1 宝塚市個人番号の利用等に関する条例の改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の改正による所要（号ずれ）の改正です。

2 宝塚市個人情報保護条例の改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条及び第21条の改正による所要（号ずれ及び所管替え）の改正です。

3 宝塚市一般事務手数料条例の改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条の2及び第18条の2が追加され、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されたことに伴い、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収の事務については同機構から市区町村長に委託することができることとする規定が盛り込まれています。

そのため、マイナンバーカードの再交付手数料について条例の規定が不要となることから、条例を改正し当該規定を削除しようとするものです。

（参考）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律新旧対照表（抜粋）

（令和3年9月1日施行）

現行	改正案
	<p><u>（個人番号カードの発行等）</u> <u>第16条の2 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>（個人番号カードの発行に関する手数料）</u> <u>第18条の2 機構は、第16条の2第1項の規定に</u></p>

(特定個人情報の提供の制限)

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(2)～(3) 略

(4)～(16) 略

(情報提供ネットワークシステム)

第21条 総務大臣 は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 略

よる個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第1項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(2)～(3) 略

(4) 一の使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

(5)～(17) 略

(情報提供ネットワークシステム)

第21条 内閣総理大臣 は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 略